破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３８４号
函館市時任町18番11号
債務者　佐々木正江
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３号
函館市柏木町40番２―202号　ドミール柏木
債務者　澁谷　幸子（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４９７４号
大阪市中央区内久宝寺町２丁目３番27―602号
債務者　木村　俊彦
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１１号
大阪市中央区高麗橋２丁目３番６―1311号
債務者　岩名　惠三
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１２号
大阪市中央区高麗橋２丁目３番６―1311号
債務者　岩名　潔子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８３号
大阪市西成区鶴見橋２丁目８番36号
債務者　平松　正人
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０９９号
大阪市平野区喜連西５丁目４番24―305号、前住所大阪府吹田市寿町２丁目21番５号
債務者　桑田人起夫
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１４８号
大阪市中央区谷町２丁目３番６―1001号
債務者　田中智**恵**子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３１９号
大阪府東大阪市足代新町15番17号　シティハイツ布施402号
債務者　武田　洋子（旧姓山越）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３５号
大阪府池田市神田１丁目９番３号　ダイハツ寮
債務者　中垣　将一
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３４３号
大阪市鶴見区諸口３丁目２番３―403号
債務者　清水　茂子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２９号
大阪市浪速区下寺２丁目６番26―1003号
債務者　森本　福広
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６２１号
大阪市中央区瓦屋町３丁目７番20―508号
債務者　山本　百合
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１号
大阪府箕面市小野原西２―11―13　緑風荘１―７号、住民票上の住所大阪府箕面市小野原東２丁目５番７号
債務者　前多　春子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６１号
大阪府寝屋川市香里西之町12番16号
債務者　森合　謙人
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２３号
大阪府門真市本町30番13号　メゾンスバル本町Ａ棟102号
債務者　磨見　直美（旧姓鳥越）
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７２号
大阪府枚方市星丘１丁目24番12―306号
債務者　吉藤あけみ
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６０号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目323番地１　ハピネスＧＡＴＯＮ604
債務者　仲村　　敏
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで　那覇地方裁判所民事第３部